

## 特別控除に該当することの証明書類

| 特別の理由                                                                   | 証明書類                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 母子・父子世帯<br>(下段の※印参照)                                                  | 不要(様式1号「茨城町奨学金貸付申請書」の「同一生計の家族」欄に明記してください)                                                                                         |
| 2 就学者のいる世帯<br>(専修学校一般課程・各種学校の在学者は含みません。)                                | 「 <u>在学証明書</u> 」又は「 <u>学生証</u> 」の写し<br>※ 自宅外通学の場合は、住民票、免許証など住所が確認できる書類の写しを添付してください。(自宅外の住所が確認できない場合は自宅通学とみなします。)<br>※ 本人及び小中学生は不要 |
| 3 障がい者のいる世帯                                                             | 「障害者手帳」の写しなど                                                                                                                      |
| 4 長期療養者のいる世帯<br>(申請時に6月以上療養中又は療養が必要な方)                                  | 令和7年分の治療費及び医薬品費などの「領収書」の写し及び治療費及び医薬品費などの「年間支出算出表」。様式は任意。<br>(健康保険などによる医療給付又は損害賠償による補填される金額は除く。)                                   |
| 5 主たる家計支持者が別居している世帯(父母いずれか1人でも別居した場合は対象となる。)                            | 別居していることを証明する書類、 <u>別居のために特別に支出している住居費等の領収書の写し</u> 及び当該費用の令和7年分「年間支出算出表」。様式は任意。(別居している家族への扶養送金は除く。)                               |
| 6 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯(令和6年から出願時までには被害を受けたため、2年以上にわたり著しく困窮状態におかれる場合に限る。) | 市町村発行のり災証明書及びその被害によって支出増又は収入減になる年間金額を証明する書類<br>(保険・損害賠償などによる補填額は除く。)                                                              |

※ 母子・父子世帯とは

- ・ 母又は父と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・ 母又は父と就学などにより経済力のない子及び 60 歳以上で前年の所得(給与所得控除後の金額、以下同じ)金額 50 万円以下の祖父母の世帯
- ・ 就学などにより経済力のない子だけの世帯
- ・ 就学などにより経済力のない子及び 60 歳以上で前年の所得金額 50 万円以下の祖父母の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子の世帯
- ・ 配偶者のいない兄弟と就学などにより経済力のない子及び 60 歳以上で前年の所得金額 50 万円以下の祖父母の世帯